

専 決 処 分 書

令和4年度上尾市一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月1日

上 尾 市 長 島 山 稔

令和4年度上尾市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

(変更)

単位：千円

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中学生海外派遣研修業務	令和4年度から令和5年度まで	13,968	補正前に同じ	18,390

4

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
中学生海外派遣研修業務	18,390	—	—	5	18,390				18,390